

役員等実費弁償支給規程

平成 4年 6月 1日	制定
平成 7年10月 1日	改正
平成11年 4月 1日	改正
平成12年10月 1日	改正
平成19年 4月 1日	改正
平成26年 4月 1日	改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海長正会の業務に伴う理事及び監事等（以下「役員等」という）に対する実費弁償(出張旅費等)について定める。

(実費弁償(出張) 命令等)

第2条 役員等が業務のために出張等する場合は、以下の出張命令によらなければならない。

出張命令権者	命令を受ける者の範囲
理事長職務代理者 (常務理事)	理 事 長
理事長	理事・監事・評議員等

(実費弁償)

第3条 実費弁償として、当法人職員の「旅費規程」第4条から(第10条を除く)第11条の(種類)・(計算)・(請求・精算)・(鉄道賃)・(車及び船賃)・(航空賃)及び(宿泊料)を準用し旅費等を支給する。

2 旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。

(日 当)

第4条 日当は、出張中の日数に応じ定額により、下記の通り支給する。

道 内	道 外
2, 6 0 0 円	5, 0 0 0 円

(旅費の調整)

第9条 東京都及び政令都市内（札幌市を除く）に限り、1日3,000円の交通費を支給する。

2 出張命令権者は出張役員等に対し、交通事情により積算が難しい場合は

車賃実費相当額として1日につき、定額1,000円の交通費を加算し、支給することができる。

- 3 出張命令権者は出張役員等が、この規程の旅費により出張することが、特別の事情により又は当該出張の性質上不適當である場合には、その都度出張命令権者の定める旅費を支給することができる。

付 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。